

# 兵庫県公報

平成25年 1月18日 金曜日 第 2458 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 総合特別区域法に基づく指定法人の指定（新産業情報課）	1
○ 土地改良区の解散認可（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	1
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	4
○ 入札公告（文書課）	6
○ 同上（同）	8
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12

## 告 示

### 兵庫県告示第63号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定により、指定法人を次のとおり指定した。  
平成25年 1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	主たる事務所の所在地	指定の有効期間
株式会社豊田中央研究所	愛知県長久手市横道41番地の1	平成25年 1月 4日～平成26年 3月31日



### 兵庫県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
平成25年 1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
岩屋土地改良区	平成24年12月12日



### 兵庫県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

**岩屋土地改良区**

氏 名	住 所
山 本 洋 一	姫路市豊富町神谷572番地 1
竹 川 正 三	同 市豊富町神谷1019番地
山 本 誓	同 市豊富町神谷1283番地 1
竹 川 忠 伺	同 市豊富町神谷1295番地
山 本 芳 文	同 市豊富町神谷937番地
松 本 格	同 市豊富町神谷906番地
山 本 勤	同 市豊富町神谷958番地
竹 川 啓 一	同 市豊富町神谷1296番地
山 本 俊 博	同 市豊富町神谷1597番地
山 本 正 己	同 市豊富町神谷1032番地
井 藤 力	同 市豊富町神谷999番地



**兵庫県告示第66号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
和29	田 川 元 義 朝来市山東町野間556番地				○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
和200	沢 瀉 文 夫 養父市八鹿町石原854—4番地	○		○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



**兵庫県告示第67号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神戸市北区山田町下谷上字中一里山4の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第68号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区三川字東三川山ヲク63の1、字ニツ石393の8、字地藏ノナル436の1から436の5まで、  
字東三川山口621、621の1、621の8、621の9

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第69号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量・4級基準点測量）

2 作業期間

平成24年12月20日から平成25年2月15日まで

3 作業地域

神戸市北区鹿の子台北町地域



**兵庫県告示第70号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年1月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年1月18日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久斗山今岡線	美方郡新温泉町熊谷字辻堂1620番から 同 郡同 町熊谷字桑木田1562番まで	旧	5.0から 13.0まで	917.0	
		新	7.0から 25.0まで	894.0	



**兵庫県告示第71号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、旭通4丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称  
旭通4丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
組合設立認可公告の日から平成26年3月まで
- 3 施行地区  
神戸市中央区旭通4丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
神戸市中央区琴ノ緒町5丁目5番2号
- 5 組合設立の年月日  
平成20年12月24日
- 6 変更認可の年月日  
平成24年12月28日

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成25年 1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A3962	平成25年3月3日	加西市	北播磨県民局	平成24年4月10日



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ツ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	8,944	895
テ	西脇市郷瀬町字渕之内519番2ほか	605.87	宅地	10,660	1,066
ト	丹波市柏原町北中字西ノ下534番1ほか	590.70	宅地	6,858	686

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結

結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、上記(1)により参加の仮申込手続を完了した後、下記(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成25年1月16日（水）から同年2月5日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成25年1月16日（水）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成25年2月5日（火）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係  
電話（078）341-7711 内線2550・2551

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成25年2月19日（火）午後1時から同月26日（火）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上



こと。

- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 陰山（直通電話 (078) 362-9021）  
小谷（直通電話 (078) 362-3012）
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年1月18日（金）から同年2月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年3月1日（金） 午後1時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室
- (4) 入札書の提出方法  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月27日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成25年2月1日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

- に違反し無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (7) 契約書の作成の要否  
要作成
  - (8) 落札者の決定方法  
財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。
  - (9) その他  
詳細は、入札説明書による。



#### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年1月18日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

- (1) 調達役務  
平成25年度メール便運送業務 予定数57,370個
- (2) 調達役務の規格、品質及び性能等  
契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 履行期間  
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所  
日本国内
- (5) 入札方法  
上記(1)の役務について入札に付する。  
落札決定後、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能である者であること。



- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 陰山（直通電話 (078) 362-9021）  
小谷（直通電話 (078) 362-3012）

- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年1月18日（金）から同年2月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年3月1日（金） 午後2時 兵庫県庁西館 1階大入札室

- (4) 入札書の提出方法  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年2月27日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成25年2月1日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。

- (5) 入札に関する条件

ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成24年12月28日付けで変更したので公表する。

平成25年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類が減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21、22年は1万4千トンを下回った。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トン台を維持するようになり、べにずわいがにも横ばい傾向であるものの、漁獲量は総じて減少傾向にあり、はたはたやすめるめいか減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量

まあじ	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干
まいわし	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成24年 7月から平成25年 6月まで	若干
するめいか	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干
まいわし	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成25年 7月から平成26年 6月まで	(注釈)
するめいか	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成25年 5月 6日から 平成25年 6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成25年 4月20日から 平成25年 6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町東野添2丁目797番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市大久保町大窪497番地1  
関西住宅販売株式会社 代表取締役 横野修三
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年11月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-11-2号（24播磨）